

《申告書の記載例》

1 2 所有者の住所・氏名
あらかじめ印字されています。
加筆・修正箇所等がありましたら、赤字で
記入してください。
屋号があれば記入してください。

3 個人番号又は法人番号
個人の方は12桁の個人番号、法人にあって
は13桁の法人番号を記入してください。
4 事業種目と資本金
種目を具体的に記入してください。
法人の場合は、資本金も記入してください。

所有者コード
申告が2回目以降の方については、
あらかじめ印字されています。
(初めての方は、必要ありません。)

令和 6年 1月 20日 令和 6年度

提出用

※ 所有者コード (住民コード) 8080186

1 住所 (ふりがな) 長野県上水内郡信濃町大字柏原428-2 (電話 255 局 0000 番)

2 氏名 (ふりがな) 信濃 太郎 (屋号 信濃は島園)

個人番号又は法人番号 123456789012

事業種目 (資本金等の額) ソバ製造販売業 (2.500) 百万円

事業開始年月 昭和 52年 10月

この申告に回答する者の係及び氏名 経理部 野尻次郎 255局 0000番

税理士等の氏名 黒板会計事務所 黒板雪男 255局 0000番

8 短縮耐用年数の承認 有 (無)

9 増加償却の届出 有 (無)

10 非課税該当資産 有 (無)

11 課税標準の特例 有 (無)

12 特別償却又は圧縮記帳 有 (無)

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法

14 青色申告 有 (無)

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 信濃町柏原428

16 借用資産 (有・無) 一茶リース株式会社

17 事業所要家屋の所有区分 自己所有 借家

18 備考(添付書類等) 種類別明細書(増加資産用) 2枚
種類別明細書(減少資産用) 1枚

18 備考 添付した書類名とその枚数を記入してください。昨年度と変更がない場合には、「異動なし」と記入してください。

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)
1 構築物	125 754 100			125 754 100
2 機械及び装置	679 050 000	12 030 000	7 430 000	674 450 000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	34 557 000	9 420 000	11 510 000	36 647 000
6 工具、器具及び備品	6 530 000	1 230 300	3 210 000	8 509 700
7 合計	845 891 100	22 680 300	22 150 000	845 360 800

資産の種類	評価額(ヘ)	決定価格(ト)	課税標準額(チ)
1 構築物			
2 機械及び装置			
7 合計			

計(ニ) 令和6年1月1日現在の取得価額の合計を種類別に記入してください。(イ)-(ロ)+(ハ)=(ニ)

8~14 該当するものに○印をしてください。

15 所在地
所在地を記入してください。
所在地が2か所以上あるときは、主たる所在地の番号に○印をしてください。

16 借用資産
リースの有無について該当するほうに○印をし、ある場合には、貸主の名称等を記入してください。

17 所有区分
該当するほうに○印をしてください。

前年前に取得したもの(イ)
令和5年1月1日以前に取得した資産の取得額の

前年中に減少したもの(ロ)
令和5年1月2日~令和6年1月1日の間に減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

前年中に取得したもの(ハ)
令和5年1月2日~令和6年1月1日の間に取得した資産の合計を種類別に記入してください。

計(ニ)
令和6年1月1日現在の取得価額の合計を種類別に記入してください。
(イ)-(ロ)+(ハ)=(ニ)

《種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例》…緑色の用紙

○今年初めて申告していただく方は、1月1日現在の全資産を記入してください。昨年も申告された方は増えた資産のみで構いません。

『所有者コード』
申告書の右上に印字してある番号
を記入してください。(必須)
(初めての方は、必要ありません。)

『所有者』
氏名または名称を記入してください。

『摘要』
特例に該当する資産の場合、
「特例」と記入してください。

令和 6 年度																
※所有者コード			種類別明細書(増加資産・全資産用)							所有者名			1枚のうち			
8080186										信濃 太郎			1枚目			
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			(イ) 取 得 価 額	耐 用 年 数	(ロ) 減 価 残 存 率	(ハ) 価 額	課税標準の特例		課 税 標 準 額	増 加 理 由	摘 要
					年 号	年	月					率	コード			
01	1		舗装 (25㎡)	1	5	5	4	250 000	10					1	2	記入不要です。
02	2		モーター	6	5	5	6	1 300 000	7					1	2	
03	6		エアコン	2	5	5	7	800 000	6					2		
														1	2	

記入不要です。

-13-

『資産の種類』
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具器具及び備品

それぞれ該当する番号を
記入してください。

『取得年月』
資産を取得した年月を記入して
ください。年号は「4(=平成)、5
(=令和)」と記入してください。

*工場等において特殊な機械等を
導入し組み立て・配線など付帯施
設工事が必要な場合は、事業の
用に供した日(稼働日)となります。

『耐用年数』
減価償却資産の耐用年数省令に掲げる
耐用年数を記入してください(所得税や
法人税の申告で使用するものと同じです)。

『取得価額』
資産を取得するために要した金額を記入してください
(取引運賃、荷役代、手数料等も含む)。
圧縮記帳は認められませんので、圧縮前の取得価額
を記入してください。

『増加理由』
①新品取得
②中古車取得
③移動による受入れ
④その他

《種類別明細書(減少資産用)の記載例》…赤色の用紙

『所有者コード』
申告書の右上に印字してある番号
を記入してください。
(初めての方は、必要ありません。)

『所有者』
氏名または名称を記入してください。

-14-

令和 6 年度													
※所有者コード			種類別明細書(減少資産用)							所有者名		1枚のうち	
8080186										信濃 太郎		1枚目	
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	減 少 の 事 由 及 び 区 分		摘 要
					年 号	年	月				1 売却 3 移動	2 減失 4 その他	
01	2	10	旋盤	3	4	24	11	1 200 000			1 (2) 3・4	1 (2)	買い替えのため減失
02	2	15	コンクリート	1	4	8	8	210 000			(1) 2・3・4	(1) 2	(株)戸隠に売却
03	6	16	応接セット	1	5	1	3	343 000			1・2 (3) 4	(1) 2	妙高営業所へ移動

『抹消コード』
種類別明細書(一覧表)より
減少した資産の品目番号
(1点No.)を記入してください。

『種類・名称・数量・取得年月』
減少した資産について別添の
種類別明細書(一覧表)より
記入してください。
年号は「4(=平成)、5(=令和)」
と記入してください。

『取得価額』
減少した資産の取得価額を記入してください。
なお、資産の一部を減少した場合、減少した部分の取得価額を記入してください。

『減少の事由及び区分』
当該資産が減少した事由とその区分
について該当するものに ○印してください。

『摘要』
減少した理由を記入してください。

記入不要です

《種類別明細書(一覧表)の記載例》

赤字 で修正してください。

令和6年1月1日現在の金額をプリントしてあります。
このプリントの表示誤りや税制改正による耐用年数を修正する用紙になります。

1583	信濃町
------	-----

令和6年度 種類別明細書(一覧表)

※行政区 101	住所 202	世帯 300003	※ページ 404
※所有者コード 8080186			1枚のうち 1枚目

番号	種類区分	番号	種類区分
1	構築物	4	航空機
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具
3	船舶	6	工具、器具及び備品

住所	〒389-1305 信濃町大字柏原428-2
氏名	信濃 太郎

行 番 号	異動区分			資産 の 種 類	※品目番号 (1点No.)	資産コード 資産の名称 (漢字・カタカナ・数字・英字 で記入してください)	数 量	取得年月			取得価額	耐 用 年 数	※減 価 残 存 率	※1月1日現在 理論帳簿価額	※5 %	※1月1日現在 評価額	※5 %	課税標準の特例		※課税標準額	※税額の特例	摘要	
	減少	修正	増加					年号	年	月								率	コード			事由	
01	1	2	3	1	1		パイプハウス	1	4	18	9	620 000	8	0.750		31 000			31 000				
02	1	2	3	2	2		糶摺り機	1	4	19	7	500 000	7	0.750		25 000			25 000				
03	1	2	3	2	3		田植機(歩行型)	1	4	19	3	1 050 000	7	0.631		52 500			52 500				
04	1	2	3	6	4		パソコン式 パソコン	1	4	21	1	248 000	4	0.562		12 400			12 400				

-15-

『異動区分』
2 に○印をつけてください。

修正がある場合、修正箇所を二重線で
抹消し、欄内に正しい名称や数値を
赤字で記入してください。

耐用年数表を参照の上、
変更後の耐用年数を
ご記入ください。

《「課税標準の特例」に係る申告書の記載例》

わがまち特例や先端設備特例など課税標準の特例に該当する資産のある方は、
下記P16・P17のとおり備考・摘要欄に「特例あり」と記入してください。課税標準の特例の詳細はP18・19をご覧ください。

令和 6年 1月 15日		令和 6 年度		償却資産申告書		提出用		第二十六号様式						
信濃町長 殿						※ 所有者コード（住民コード） 8123123								
所有者	1 住所 又は納税通知書送達先	長野県 上水内郡 信濃町 大字 柏原428 (電話 255 局 1234 番)		# 個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5	8 短縮耐用年数の承認	有 ・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>							
	2 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	株式会社 信濃町 (屋号)		# 事業種目 (資本金等の額)	飲食店・土産品の販売等 (300)百万円	9 増加償却の届出	有 ・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>							
				# 事業開始年月	平成 23 年 10 月	10 非課税該当資産	有 ・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>							
				# この申告に回答する者の係及び氏名	総務課 柏原一郎 255局 1234番	11 課税標準の特例	有 ・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>							
				# 税理士等の氏名	(局 番)	12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>							
						13 税務会計上の償却方法	定率法 ・ <input type="radio"/> 定額法 <input checked="" type="radio"/>							
						14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 <input type="radio"/>							
資産の種類		取得価額		前年前に取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)		前年中に取得したもの (ハ)		計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	① 信濃町柏原428 ② ③	
1	構 築 物	2 100 000												
2	機 械 及 び 装 置	25 500 000				7 000 000								
3	船 船													
4	航 空 機													
5	車 両 及 び 運 搬 具													
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品	3 000 000												
7	合 計	30 600 000				7 000 000								
	資産の種類	※ 評価額 (ヘ)	※ 決定価格 (ト)	※ 課税標準額 (チ)								16 借用資産 (有・無)		貸主の名称等
1	構 築 物											17 事業所要家屋の所有区分		自己所有・借家
2	機 械 及 び 装 置											18 備考(添付書類等)		種類別明細書(増加資産用) 2枚 種類別明細書(減少資産用) 1枚 特例あり● 18 備考 課税標準の特例に該当する資産がある場合は、「特例あり」と記入してください。
3	船 船													
4	航 空 機													
5	車 両 及 び 運 搬 具													
6	具 及 び 備 品													
7	合 計													

《「課税標準の特例」に係る種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例》…緑色の用紙

『摘要』
 特例に該当する資産の場合、
 「特例」と記入してください。

令和 6 年度

※所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名			1枚のうち		
8123123												株式会社 信濃町			1枚目		
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ)取得価額	耐用年数	(ロ)減価残存率	(ハ)価額	課税標準の特例		課税標準額	増加理由		摘要
					年号	年	月					率	コード		1	2	
01	2		汚泥処理装置(除害施設)	1	5	5	4	3 000 000	18					1	2	●	
02	2		沈殿浮上装置(除害施設)	1	5	5	9	4 000 000	15					1	2	●	
03														1	2		
														3	4		
														1	2		

記入不要です。

《課税標準の特例制度・軽減概要》

<p>制度の概要</p>	<p>信濃町導入促進基本計画の内容に沿って先端設備等導入計画を策定し、認定を受けた中小企業者等のうち、一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。</p> <p>「信濃町導入促進基本計画」及び「先端設備等導入計画」に関する詳細説明は、信濃町ホームページの「経営支援・金融支援」ページをご覧ください。</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 <p>上記のうち先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社等を除く)で適用期間内に、一定の設備を新規取得した者。</p>
<p>対象設備</p>	<p>認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備</p> <p>【減価償却資産の種類ごとの要件(最低取得価格)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①機械設備 (一台又は一基の取得価額160万円以上) ②測定工具及び検査工具 (一台又は一基の取得価額30万円以上) ③器具備品 (一台又は一基の取得価額30万円以上) ④建物附属設備 (一の建物附属設備の取得価額60万円以上) * 建物と一体となって効用を果たすものを除く。 <p>【注意】先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。</p>
<p>適用期間</p>	<p>令和5年4月1日 ~ 令和7年3月31日までの期間(2年間)</p>
<p>その他条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。 ・中古資産でないこと。
<p>特例措置</p>	<p>固定資産税の課税標準を3年間に限り、1/2に軽減。</p> <p>さらに、賃上げ方針を先端設備等導入計画内に記載しており、従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を1/3に軽減。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月31日までに取得した設備:5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備:4年間
<p>特例適用を受けるための提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①償却資産申告書 ②中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し ③投資計画に関する確認書の写し(確認書は認定経営革新等支援機関より取得してください。) ④リース契約書の写し(償却資産がリースで、リース会社が申告する場合) ⑤公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し(償却資産がリースで、リース会社が申告する場合) ⑥「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」(賃上げ方針を表明していない場合には、提出不要です)

《課税標準の特例制度・課税免除概要》

<p>わがまち特例</p>	<p>平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組み「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」が導入されました。このことを受け、わがまち特例の対象となる資産について、信濃町税条例により課税標準の特例割合を定めました。わがまち特例の対象となる資産は以下のとおりです。</p>																							
<p>「わがまち特例」に係る特例適用資産等の種類</p>	<p>1 公害防止用設備に係る特例措置</p> <p>①汚水又は廃液処理施設 → 沈殿または浮上装置、油水分離装置など</p> <p>②大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 → テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着装置など</p> <p>③土壌汚染対策法の指定物質排出抑制施設 → フッ素溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着装置など</p> <p style="text-align: right;">※上記①～③の施設については長野県に届出が必要です。</p> <p>④下水道除害施設(公共下水道施設の機能を妨げ又は損傷するおそれのある下水を排出する使用者が下水による障害を除去するために設置した施設) → 沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、パーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置 等</p> <p>2 再生エネルギー発電設備に係る特例措置 → 太陽光・風力・火力・地熱・バイオマス発電に係る設備など</p> <p>3 先端設備 → P17をご覧ください。</p> <p>※適用期間、特例率等については品目により異なりますので、対象となる資産をお持ちの方はお問い合わせください。</p>																							
<p>過疎法による減免</p>	<p>信濃町では「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例」に基づき、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備を取得、新設、増設した場合は固定資産税の課税免除が受けられます。</p> <p>※法人または青色申告をしている個人のみ</p>																							
<p>「過疎法による減免」に係る減免適用資産等の種類</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業者</th> <th style="width: 15%;">資本金</th> <th style="width: 15%;">資産取得価格</th> <th style="width: 40%;">対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産物等販売業・情報サービス業等</td> <td>なし</td> <td rowspan="2">500万円以上</td> <td rowspan="2">家屋・償却資産 設備の取得又は制作若しくは増設。 建物及びその付帯設備の増築、改築、修繕又は模様替え</td> </tr> <tr> <td>製造業・旅館業</td> <td>5,000万円未満</td> </tr> <tr> <td>製造業・旅館業</td> <td>5,000万円～1億円</td> <td>1,000万円以上</td> <td rowspan="2">家屋・償却資産(新設・増設に限る)</td> </tr> <tr> <td>製造業・旅館業</td> <td>1億円～</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>補助・免除期間</td> <td colspan="3">家屋・償却資産・土地(固定資産税3年間免除) ※土地については、取得した日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請、詳しいお問合せについては、総務課まちづくり企画係(026-255-1007)までお願いいたします。</p>			事業者	資本金	資産取得価格	対象資産	農林水産物等販売業・情報サービス業等	なし	500万円以上	家屋・償却資産 設備の取得又は制作若しくは増設。 建物及びその付帯設備の増築、改築、修繕又は模様替え	製造業・旅館業	5,000万円未満	製造業・旅館業	5,000万円～1億円	1,000万円以上	家屋・償却資産(新設・増設に限る)	製造業・旅館業	1億円～	2,000万円以上	補助・免除期間	家屋・償却資産・土地(固定資産税3年間免除) ※土地については、取得した日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限る。		
事業者	資本金	資産取得価格	対象資産																					
農林水産物等販売業・情報サービス業等	なし	500万円以上	家屋・償却資産 設備の取得又は制作若しくは増設。 建物及びその付帯設備の増築、改築、修繕又は模様替え																					
製造業・旅館業	5,000万円未満																							
製造業・旅館業	5,000万円～1億円	1,000万円以上	家屋・償却資産(新設・増設に限る)																					
製造業・旅館業	1億円～	2,000万円以上																						
補助・免除期間	家屋・償却資産・土地(固定資産税3年間免除) ※土地については、取得した日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限る。																							